

締約国に関する情報 **ボスニア・ヘルツェゴビナ** 附属書 **B 1**
BA **BA**

一般情報

国内官庁の名称	Institute for Intellectual Property of Bosnia and Herzegovina (ボスニア・ヘルツェゴビナ知的財産機関)
所在地	モスタル (本庁) : Kneza Domagoja bb, 88000 Mostar, Bosnia and Herzegovina バニャ・ルカ庁舎 : Akademika Jovana Surutke 13/III, 78000 Banja Luka, Bosnia and Herzegovina サラエボ庁舎 : Bulevar Meše Selimovića 95, Lamela C, 3 sprat, 71000 Sarajevo, Bosnia and Herzegovina
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号	モスタル : (387-36) 33 43 81 バニャ・ルカ : (387-51) 22 68 40 サラエボ : (387-33) 65 27 65
電子メール	info@ipr.gov.ba
インターネット	http://www.ipr.gov.ba
ファクシミリ装置	モスタル : (387-36) 31 84 20 バニャ・ルカ : (387-51) 22 68 41 サラエボ : (387-33) 65 27 57
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか? (PCT規則92.4)	電子メール及びファクシミリ装置による提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付の日から15日以内に提出
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか? (PCT規則82.1)	受理する。ただし、承認された配達サービスを条件とする。
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか? (PCT規則17.1(b)の2)	用意なし
ボスニア・ヘルツェゴビナの国民及び居住者のための管轄受理官庁	ボスニア・ヘルツェゴビナ知的財産機関又はWIPO国際事務局
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか?	国内官庁に問合せされたい

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である : <https://www.wipo.int/en/web/das>

B A	ボスニア・ヘルツェゴビナ (続き)	B A
国際型調査に関するボスニア・ヘルツェゴビナの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
ボスニア・ヘルツェゴビナが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
国内保護について		
ボスニア・ヘルツェゴビナが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)	
欧州特許の拡張については、附属書B 2の欧州特許機構 (EP), 国内編のEP及びBAを参照		